

= 案 =

概要版

地域包括ケア社会の実現に向けて

**厚 木 市
障 がい 者
福 祉 計 画
(第 7 期)**

〔 厚木市障害福祉計画（第7期）
厚木市障害児福祉計画（第3期） 〕

市内事業所にイラスト作成依頼中

～ すべての人がともに生きるまちづくり ～

厚 木 市

本計画書の用語表記について

本計画書では、障害の「害」の漢字を原則として平仮名で表記しています。
ただし、法令、団体名等の固有名詞は、漢字で表記しています。

（例：障害者総合支援法、障害支援区分、身体障害者手帳 など）

また、「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。

第1章 計画策定の趣旨 (P5~24)

1 計画策定の背景と課題

- (1) 障害福祉サービス利用実態調査(令和5年(2023年3月)(以下、「利用実態調査」という。))では、障がい者に対する理解が不足していると感じる割合や、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことのある障がい者の割合は、前回の調査からそれぞれ減少しましたが、依然として高い割合にあります。
- (2) 障がい者の生活においては、療育、就労、居住、医療や対人関係等、様々な困りごとがあります。これら多様化する相談内容に対応した相談支援体制を構築します。
- (3) 個々の特性に応じた配慮を必要とする障がい児が年々増加している状況にあるため、就学前、学齢期、成人期と個々のライフステージに対応した切れ目のない支援体制の構築が必要です。
- (4) 障がい者が活躍する社会を目指し、就労支援の充実や社会参加の促進が必要です。
- (5) 施設や長期入院病棟からの地域移行、緊急時の対応や親亡き後の生活等の課題に対し、住み慣れた地域で安心した生活が継続できる体制の整備が必要です。
- (6) 利用実態調査では、住民同士の支え合いがないと感じる障がい者の割合が増加しており、地域で支え合うネットワークが不足しています。

2 計画の位置付けと性格

- (1) 障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画
(障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を包含して策定)
- (2) 地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画
- (3) 第10次厚木市総合計画の個別計画
- (4) SDGs(持続可能な開発目標)の推進を図る計画

3 計画の期間

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年計画とします。

4 計画の対象者

障がい者はもちろんのこと、事業所、各種団体、地域住民や行政など、障がい者に関わる全ての人々を対象とします。

5 計画の推進体制

医療、保健、福祉など、様々な分野における有識者からなる「保健福祉審議会」や医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア社会の実現に向けた検討を行う「地域包括ケア推進会議」、障がい者に係る地域課題等について協議する「障害者協議会」、地域福祉の推進役として、誰も排除しない福祉の地域づくりに取り組んでいる「社会福祉協議会」などとともに、計画の推進を図ります。

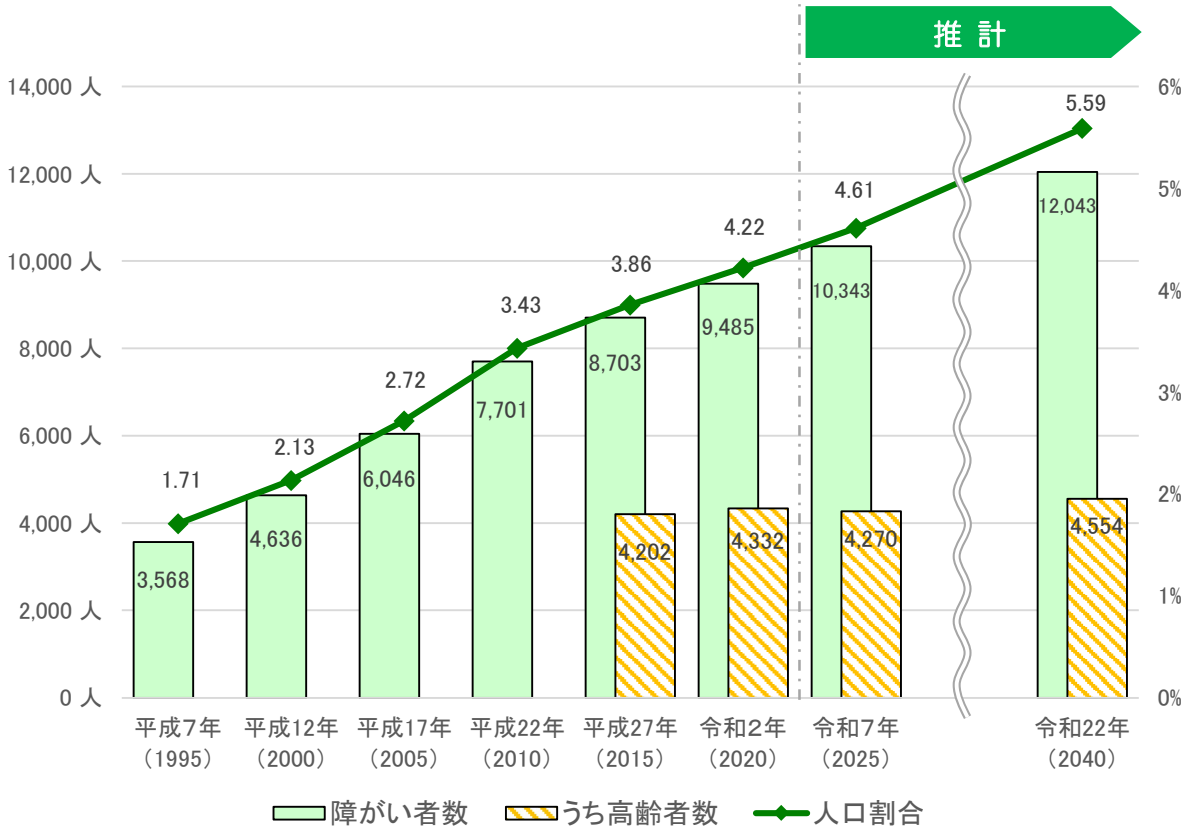
また、地域住民や民間事業者、ボランティア団体などとの市民協働により様々な施策に取り組むとともに、国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。

第2章 本市の状況 (P25~41)

1 障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移

障がい者は年々増加しており、令和7（2025）年では、平成7（1995）年からの30年間で約3倍になると推計しています。また、令和2（2020）年には、障がい者人口における高齢者の割合は4割以上を占めていますが、以降、その割合は減少傾向にあります。

障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計

※ 推計は厚木市障がい福祉課作成

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12（2000）年は、4月1日現在）

※ 障害者手帳は、障がいのある人が取得できる手帳で、一般に身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の総称をいいます。

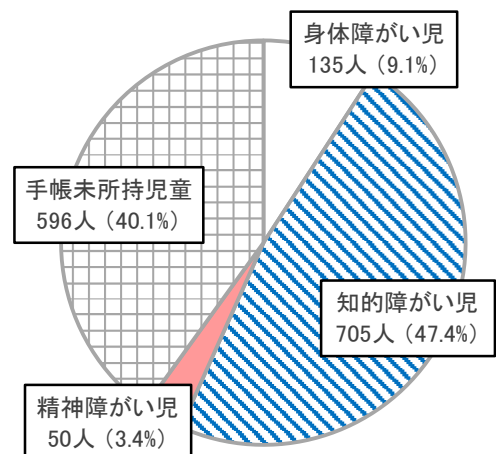
※ 障がい者数は、正確な数値を捉えることが不可能なため、それぞれの障害者手帳所持者の合計から重複の人数を除いた数とします。

※ 高齢者数は、平成25（2013）年度からの統計値

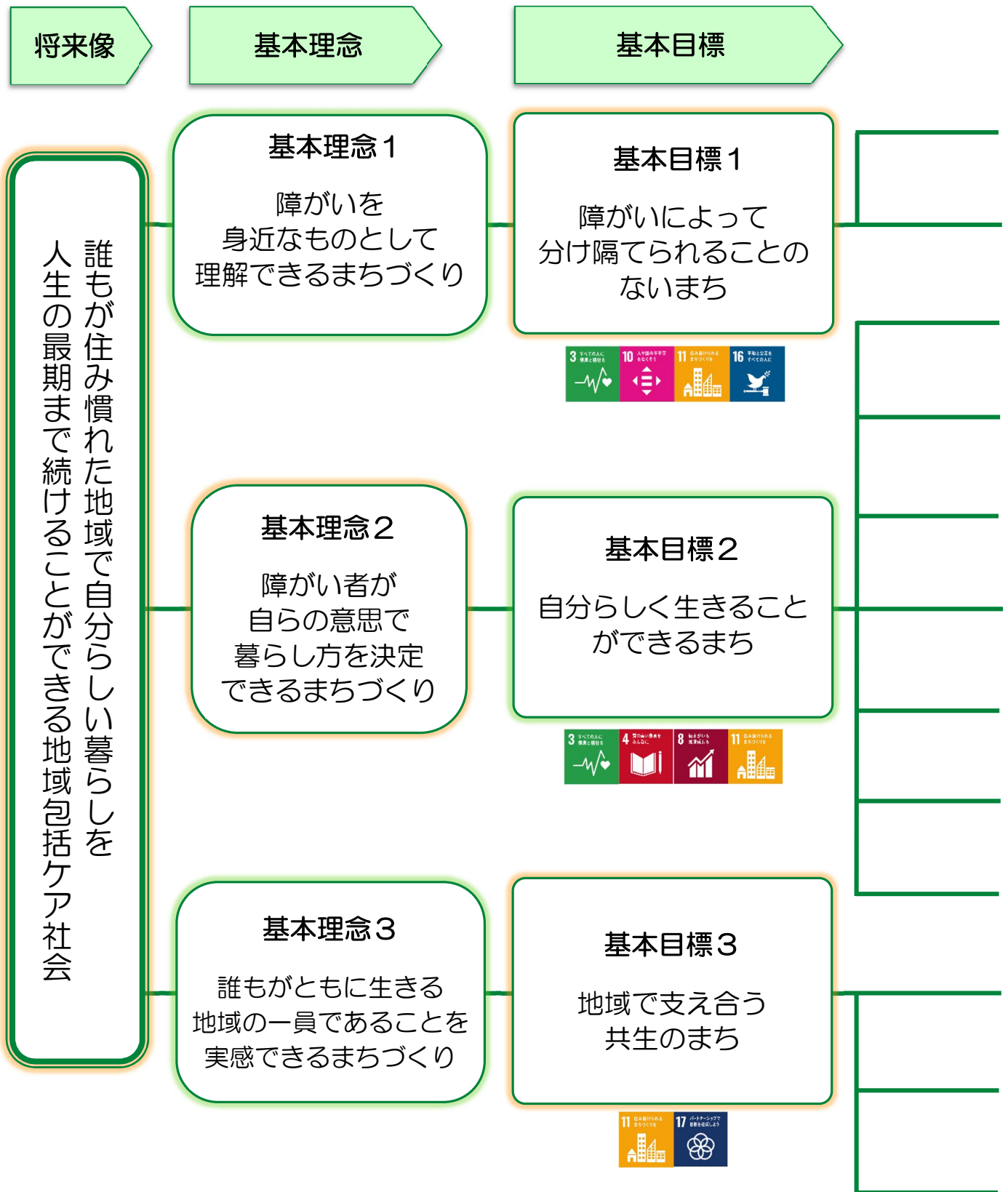
2 障がい児の状況

障がい児は、令和5（2023）年10月1日時点において、18歳未満の市内人口31,004人のうち1,486人（4.8%）となっています。

障がい種別にみると、知的障がい児が最も多くなっていますが、障害者手帳を取得するのではなく、発達の遅れ等により、病院等における診断書や意見書を用いて障害児通所支援を利用している人もいます。



第3章 計画の目指す姿と全体像 (P43~50)



取り組むべきSDGsの目標

- 

3 健康な生活を
すべての人に健康と福祉を
- 

4 質の高い教育をみんなに
- 

8 働きがいも経済成長も
- 

10 人や国の不平等をなくそう
- 

11 住み続けられるまちづくりを
- 

16 平和と公正をすべての人に
- 

17 パートナリシップで目標を達成しよう

施策の方向	達成された姿 (目指す姿)
重点 1 障がい者理解の促進	障がい・障がい者への理解が深まり、差別が解消され、誰もが尊重されている。
2 権利擁護の推進	全ての障がい者の人権が尊重され、自分らしい生活を送ることができる。
重点 3 相談支援体制の充実	困ったときには、身近な場所で気軽に相談することができる体制が整っている。
4 一貫した療育支援体制の確立	地域で切れ目のない一貫した療育支援が受けられている。
重点 5 就労支援の充実	一人一人に合った就労支援により、多様な働き方ができている。
6 居住支援の充実	住居を確保し、安心して地域で暮らし続けることができている。
7 社会参加の促進	地域や社会の様々な活動に参加しやすい環境が整っている。
8 日常生活を支えるサービスの充実	住み慣れた地域で、安心して生活できるサービスが整っている。
9 健康・医療の充実	障がいの原因となる疾病や重度化の予防が図られている。
10 災害時支援体制の強化	災害時に必要な避難等の支援が受けられている。
重点 11 地域をつなぐネットワークの構築	支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援が図られるネットワークがある。
12 地域における人材等の養成	地域ぐるみの様々な生活支援が活発に行われ、身近な支援者が増えている。

第4章 施策の展開 (P51~89)

基本目標 1

障がいによって分け隔てられることのないまち

施策の方向1

障がい者理解の促進

現状と課題

- 障がい者が地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域共生社会を実現するために、市民一人一人が障がい・障がい者への理解を深めることが必要です。障がいには、先天的な障がいのみならず、疾病や事故等に起因する後天的な障がいもあることから、障がいは他人事ではなく、身近なものとして認識し、誰もが自らのこととして考えることが重要です。

主な取組

1 障がい者理解を広めるための普及啓発活動

- (1) 障がいを理解するためのガイドブック等の配布
- (2) 障がい者が困ったときに、周囲の理解や支援が必要な事を知らせるための「ヘルプカード」等の配布
- (3) 「障害者週間」、「世界自閉症啓発デー」、「発達障害者週間」等の周知活動
- (4) 障がいへの正しい理解を促進するための研修会等の開催
- (5) 学校教育を介した小・中学生及び保護者の障がい者理解の推進
- (6) 障がい者理解に関する映画上映会の開催や動画の配信

2 相互に理解を深めるための交流活動

- (1) 障がい者体育大会の開催
- (2) 市民参加講座や福祉体験教室などの開催
- (3) 障害者地域生活サポート事業における地域住民との交流等を通じて相互理解を促進する地域交流等支援事業の促進
- (4) 地域の学校・教育機関に対する障害福祉サービス事業所の職場体験等への参加促進
- (5) eスポーツを通じた交流の場の創出
- (6) 農福連携を通じた地域交流の機会の推進

3 とともに学び、育み合うインクルージョン（包容）の推進

- (1) 教育機関等における、ともに同じ場で学び合うインクルーシブ教育の推進
- (2) 児童発達支援センターひよこ園を中心とした地域社会への参加やインクルージョンの推進体制の構築
- (3) 保育所等訪問支援を活用した幼少期からの身近な地域におけるインクルージョンの推進
- (4) 私立幼稚園や認可保育所（園）等での障がい児の受入れの推進

施策の方向2

権利擁護の推進

現状と課題

- 障がいの特性により、物事を判断することが難しい場合、日常生活を送る上で様々な不利益を被る場合があります。障がい者が地域で安心して生活するためには、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くとともに、虐待防止などの人権の尊重や親亡き後を見据えた成年後見制度の活用など、権利擁護を推進することが必要です。

主な取組

1 権利擁護に関する相談窓口の充実

- (1) 成年後見制度の総合的な相談、障がい者の虐待などの相談支援を行う権利擁護支援センターあゆさぼの利用促進
- (2) 障がい者基幹相談支援センターゆいはあと、障がい者相談支援センターにおける成年後見制度や虐待に係る相談の実施及び権利擁護支援センターあゆさぼとの連携の強化

2 障がい者虐待の防止

- (1) 当事者の目線に立った意思決定支援の推進
- (2) 被虐待者や家族に対する必要な支援の実施
- (3) 障害者総合支援法を踏まえた事業所への指導及び虐待の再発防止に係る取組の強化
- (4) 障がい者や高齢者の虐待の防止、早期発見、早期対応及び再発予防等を目的とした高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進
- (5) 虐待防止へ向けた啓発活動や講演会の実施

3 成年後見制度の普及啓発

- (1) 成年後見制度市長申立等の成年後見制度利用支援事業の推進
- (2) 成年後見制度利用促進協議会の充実
- (3) 中核機関における各種支援の実施
- (4) 市民後見人の育成・支援

4 行政サービスにおける不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の推進

- (1) 障がいの特性理解と適切な対応を行うための職員研修の実施
- (2) 障害者差別解消法に則した職員対応の実施
- (3) 市主催の研修会や行事などにおける手話通訳者及び要約筆記者の配置
- (4) 点字広報・声の広報（録音テープ）などのサービスの充実

5 民間企業等への合理的配慮の提供の義務化についての普及啓発活動

- (1) 障害者差別解消法の改正に関する啓発チラシの配布
- (2) 民間企業に就労する障がい者の対応や環境等に関する相談の拡充

基本目標 2

自分らしく生きることができるまち

施策の方向 3

相談支援体制の充実

現状と課題

- 地域には、障がい児、高齢の障がい者、重度の障がい者や医療的ケア等の専門的な支援が必要な障がい者など様々な方が生活しており、それぞれが療育、就労、居住、医療など、生活の幅広い場面で困りごとに直面しています。

地域で生活する上で、障がい者やその家族の不安や孤立を防ぐためには、どのような困りごとであっても、障がい者やその家族がいつでも気軽に相談できる身近な相談場所が必要です。

また、重度の障がいを抱えている方など、自ら意思を決定することが困難な障がい者については、可能な限り本人の意思を日常生活や社会生活に反映することができるように支援する必要があります。

主な取組

1 地域の相談支援体制の充実

- (1) 市民の身近な相談場所として、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談受付体制の強化
- (2) 障がい者基幹相談支援センターゆいはあとにおける地域の相談支援事業所等に対する専門的な知識に基づく指導及び助言の促進
- (3) 地域の相談支援事業所等に対する研修会の開催やグループスーパービジョンの実施を通じた継続的な地域の相談支援の質の向上
- (4) 発達障がい者等に対する専門的な知識に基づく支援体制を構築
- (5) 横断的な問題を抱える相談に対する重層的な支援の実施
- (6) 地域の障がい者相談支援センター、地域包括支援センター、療育相談センターまめの木や児童発達支援センターひよこ園等との連携強化
- (7) 医療的ケア児者に対するコーディネート機能を有する支援体制の構築
- (8) 障がい者やその家族同士で支え合うピアサポート体制の構築
- (9) 強度行動障がいを抱える障がい者等への支援体制の構築
- (10) 難病相談支援センターや医療機関と連携した難病患者に対する支援体制の構築
- (11) アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症について関係機関との連携体制の構築
- (12) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用促進

施策の方向4

一貫した療育支援体制の確立

現状と課題

- 保育や教育の現場では、発達障がいがある子ども、配慮を必要とする子どもが増えています。共に生きる社会をつくるために、障がいのあるなしにかかわらず、個人の持つ可能性を伸ばし、自立した社会生活が送れるよう、一人一人の状況に応じた支援が必要です。
- 障がい児の生活の場には、教育、保健、福祉、医療、就労などの様々な関係機関が関わっています。本人やその家族に対し、将来を見据えた一貫した相談支援を継続的に行うとともに、関係機関が連携し支援体制を構築することが必要です。
- 障害児通所支援のニーズの増加に伴い、各サービスの支給量が増加傾向にありますが、その多くはセルフプランでの利用であり、障害児相談支援における第三者の視点からの療育の評価の欠如や事業所間の連携不足が課題となっています。
- 障がい児の増加や預かりを目的とした障害児通所支援のニーズの増加等に伴い、地域では療育を受けたい希望があるにもかかわらず、サービスの利用ができない者がいることから、療育としての適正なサービス利用が必要となります。
- 重度の自閉症、重症心身障がいや医療的ケア等を抱える障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう支援体制の充実が望まれています。施設整備や人員確保などが課題となっています。そのため、当事者のニーズを踏まえ、障害者協議会等を活用し、課題解消に向けた対応について検討する必要があります。

主な取組

1 発達に心配を感じた段階からの支援

- (1) 乳幼児健康診査（4か月児、8～9か月児、1歳6か月児、3歳6か月児、乳幼児経過検診）、5歳児健康調査の実施
- (2) 療育相談センターまめの木、児童発達支援センターひよこ園、児童相談所や障がい者基幹相談支援センターゆいはあと等における相互連携
- (3) 発達に心配のある児童の療育相談や専門職による保育所等への巡回相談等の実施
- (4) 生まれてからの成長や教育、支援を記録するマイサポートブックの更なる活用

- (5) 段階に応じた相談先や支援先を明記したサービスマップの作成
- (6) 発達障がいの課題を抱える家族に対する相談支援やペアレント・トレーニング等支援の実施と協力者の養成
- (7) 児童福祉法に基づく障害児支援の充実

2 学校生活期における支援の充実

- (1) すべての子どもができるだけ同じ場でともに学び、ともに育つことを目指す、インクルーシブ教育の推進
- (2) 個々の教育的ニーズを考慮して適切な就学の場を検討する就学相談の実施
- (3) 特別支援学級における個々のニーズに応じたきめ細かな指導・支援の実施
- (4) 特別に支援が必要な児童・生徒の介助を行う特別支援教育介助員や看護師介助員の配置
- (5) 通常学級における障がいの状態に応じた指導・支援の工夫に関する教職員研修会の実施
- (6) 個別に教育的配慮が必要な児童に対する指導・支援を目的とした通級指導教室の利用の促進やリソースルームの設置の推進
- (7) 放課後等デイサービス等のサービス提供終了後における居場所の確保
- (8) 教育機関と障害児通所支援事業所等の関係機関と連携した支援体制の充実

3 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援

- (1) 重度障害児メディカルショートステイ事業、重度障害者訪問看護支援事業や学校等訪問看護支援事業を活用した医療的ケア児やその家族等の支援
- (2) 医療的ケア児の地域での生活の場の確保やその家族のレスパイト等を目的とした医療型短期入所事業所等の開設の促進
- (3) 障害者協議会等を活用した協議の場の促進及び当事者の支援ニーズの把握

4 障害児通所支援の適正利用及びサービスの質の向上

- (1) 障害児相談支援の利用促進を通じたサービスの適正利用と本人に合った療育支援の構築
- (2) 障害者協議会を通じた障害児通所支援における地域課題の抽出と解決に向けた支援の実施
- (3) 療育相談センターまめの木による障害児通所支援事業所に対する研修及び現場指導の実施
- (4) 児童発達支援センターひよこ園による障害児通所支援事業所に対する助言及び支援の質の向上

施策の方向5

就労支援の充実

現状と課題

- 障がい者が地域で、自分らしく自立した社会生活を送るために、就労は重要な要素です。健康状態に合わせた働き方、障がいの特性に適した仕事内容、職場での理解や勤務形態などその人の状況に合わせた多様な就労の場を確保することが必要です。
- 障害者雇用促進法の規定に基づく障害者雇用率は、令和5（2023）年度から段階的に引き上げられ、令和8（2026）年度には民間企業で2.7%と定められています。全国と比較して県内の雇用率は低い状況にあり、障がい者の雇用を推進するための取組は一層必要です。
- 障害者雇用促進法の改正に伴い、精神障がい者等における短時間雇用についても、障害者雇用率の算定に含まれることから、障がい者雇用に係るニーズの拡大が見込まれます。
- 一般就労した後の環境の変化等に伴う職場定着が課題となっています。障がい者の就労定着は、就業面及び生活面での一体的な支援とともに、職場における障がいに対する理解及び配慮が必要です。
- 就労継続支援事業所等の福祉的就労の場では、安定的な仕事の確保と工賃の底上げが課題です。
- 障害者雇用促進センター等の専門的機関を有効活用するためには、気軽に相談できる環境を整備するとともに、教育、雇用、福祉などの関係機関の連携による就労支援体制の構築が必要と見込まれます。

主な取組

1 地域の就労支援体制の構築

- (1) 障がい者基幹相談支援センターゆいはあとにおける就労相談の支援体制の充実と専門的機関との連携強化
- (2) 企業及び関係機関等による就労支援ネットワークの構築
- (3) 就労中の障がい者の職場での課題の共有やその負担感を和らげるための当事者参加型セミナー等の開催
- (4) 職場の定着や一般就労への移行だけではなく、休職からの復職等、様々な障がい者の就労ニーズに対応した障害福祉サービスの推進
- (5) 就労継続支援A型事業所の確保や就労選択支援事業所の開拓を始めとした就労系サービスの充実

2 行政内における障がい者雇用の推進及び定着に関する取組

- (1) 障がい者雇用職場（しごとサポート室「すまいる」）の活用促進
- (2) 厚木市障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画に基づく環境の整備と定着支援の実施

3 民間企業における障がい者の職場定着に関する支援

- (1) 障がい者雇用に対する助言等
- (2) 障害者雇用奨励交付金の活用による民間企業の障害者雇用率達成の促進

4 就労継続支援事業所等の工賃等アップに向けた取組

- (1) 新たな製品の企画・開発のためのニーズ調査
- (2) 障がい者就労施設等の手づくり製品の展示即売会の開催
- (3) 障がい者就労施設等からの製品等の調達方針に基づく取組
- (4) 民間企業等からの障がい者就労施設等の製品や業務請負の受発注をコーディネートする障がい者就労施設共同受注窓口（てとて）の利用促進
- (5) 農業分野における新たな担い手の確保と障がい者の就労の場の創出を図る農福連携促進事業の推進

施策の方向6

居住支援の充実

現状と課題

- 地域で生活を希望する障がい者が賃貸物件を借りる際に、障がいを理由に断られたり、条件付きでの賃貸契約となってしまうケースがあります。
- 現在、地域で生活する障がい者の障がいの重度化や高齢化、介助者の高齢化に伴う施設へ入所等の要因により、安心して地域生活を送ることができない状況があります。
- 8050問題に直面する中、障がい者本人の日常生活の支えが親のみで、関係機関等との関わりがない等、地域で暮らす障がい者の中には、親亡き後に生活が困難になることが想定されることから、親が健全なうちでの将来に向けた支援が重要となります。
- 休日や夜間等における、介助者の突発的な不在や、障がい特性を起因とする緊急事態における受入体制の更なる構築が必要です。
- 施設入所等から地域生活への移行に当たり、本人が希望する暮らしを体験ができる場と重度の障がい者の受入体制が不足しています。
- 精神障がい者が長期の入院から地域生活に移行するため、移行前後の地域資源の整理や課題を抽出し、その課題解決に向けた医療、福祉、居住、就労等の包括的な連携が求められています。

主な取組

1 地域生活支援拠点の機能強化

- (1) 地域の相談体制の更なる推進と親亡き後を見据えた相談支援の推進
- (2) 緊急時対応体制の更なる強化と緊急事態に備えた支援体制の構築
- (3) 地域移行や親亡き後を見据えた地域での生活の体験の場の創設
- (4) 市内障害福祉サービス事業所等の地域生活支援拠点への登録の推進
- (5) 地域生活支援拠点機能の定期的な点検及び機能強化の検討
- (6) 地域生活支援拠点の周知、普及活動

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (1) 障害者協議会等における課題抽出及び課題解決に向けた支援方法の検討
- (2) 市、保健所、医療機関及び障害福祉サービス事業所による支援体制の構築

3 地域における居住等支援

- (1) 居住支援協議会を通じた市内不動産業者及び支援機関との連携
- (2) 入院入所等から地域移行した後の地域での生活の継続のための課題抽出及び支援方法の検討
- (3) 障害福祉サービスや医療を利用していない単身世帯や後期高齢者のみの世帯の重度障がい者に対する個別訪問の実施
- (4) 障がい者相談支援センター等における要ケア相談者等に対するアウトリーチ支援の促進
- (5) 入院入所等からの地域移行先や緊急時の受入れ先としての日中サービス支援型共同生活援助等の開設促進
- (6) 入院入所等から地域移行した者や単身で支援が見込まれない障がい者等の地域生活を支える地域定着支援事業所及び自立生活援助事業所の開拓

施策の方向7

社会参加の促進

現状と課題

- 移動に制約のある障がい者が地域において自立した生活を営み、社会活動に参加するためには、外出支援が必要です。そのため、障がい者が気軽に外出できるような環境整備が求められています。
- 外出時に家族やヘルパーの付添いを必要としている方が多いことから、ヘルパーが付き添う移動支援事業の充実を図る必要があります。
- 移動支援を始めとした、移動介助を伴うサービスについては、居宅介護等のホームヘルパーと兼務していることが多く、障がい者が移動支援等を利用したい時に必ず利用できる状況ではありません。特に、同行援護におけるガイドヘルパー（移動介護従事者）の資格保持者が地域に不足しています。

主な取組

1 外出支援の充実

- (1) 福祉タクシー利用券の交付等
- (2) 公共交通機関の運賃、有料道路通行料金の割引など各種割引制度の周知
- (3) 移送サービスや福祉有償運送の実施
- (4) 人材確保を含めた移動支援の充実に向けた取組の促進
- (5) 外出時や行事などにおける手話通訳者及び要約筆記者の派遣
- (6) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実

2 手話通訳者及び要約筆記者の養成

- (1) 手話通訳及び要約筆記活動の周知

- (2) 神奈川県手話通訳者及び要約筆記者認定試験合格のための講習会の実施
- (3) 手話奉仕員及び要約筆記奉仕員養成講習会の実施

3 障がい者が活躍する社会の推進

- (1) 就労支援の充実
- (2) 文化・芸術活動及びスポーツ活動の促進
- (3) 障がい者の学習ニーズに応える図書館サービスの充実

施策の方向8

日常生活を支えるサービスの充実

現状と課題

- 障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むため、多様なライフスタイルに対応できる支援など、障がいの特性に応じ、必要な支援を必要なときに受けられるよう、障害福祉サービス等の提供が求められています。
- 重症心身障がい、強度行動障がいや重度の自閉症、医療的ケアなどの、専門的な支援を必要とする方にサービスを提供できる事業所や人材が不足しています。
- 市内の障害福祉サービス等提供事業所は一部を除き全体的に不足しておりますが、利用実態調査では、訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、日中活動系サービスは、短期入所、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型、児童発達支援、放課後等デイサービスが不足している傾向がみられました。
- サービス提供の担い手である支援員が地域で不足していることから、継続的なサービス提供体制の構築を図るためにも、更なる人材確保が課題となります。

主な取組

1 地域生活支援の充実

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実
- (2) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施
- (3) 重度の障がいを抱えても地域で安心した生活を送るための重度訪問介護や行動援護を始めとした訪問系サービス事業所の確保
- (4) 障がい者の居場所など、地域の実情に合わせた地域生活支援事業の充実に向けた見直し
- (5) 高齢者年齢の到達に伴う障がい特性に応じた円滑な介護サービスへの移行
- (6) 障がい者とその家族等が利用できる障害福祉サービス等を紹介する「障害福祉制度のあらまし～ふれあいをもとめて」の配布等による障がい福祉に関する情報提供の促進
- (7) 障害者協議会を活用した個別事例の検討及び地域サービス基盤の開発と改善等

2 障害福祉サービス等の質の向上

- (1) 支援者の質の向上に資する研修講座の開催
- (2) 研修や個別事例の検討等を通じた相談支援専門員の専門性と質の向上
- (3) 障害福祉サービス等事業所に対する指導、監査体制の充実
- (4) 障害介護給付費等審査事務を通じた適正なサービス提供の促進

3 介護職の人材確保支援

- (1) 就職相談会の開催
- (2) 市内障害福祉サービス等事業所に対する就労定着支援の実施
- (3) 資格取得等の研修費用の助成による専門性の確保
- (4) 関係機関との協力による障がい福祉の現場の周知・広報
- (5) 介護職等の人材確保のための助成金の補助対象の拡大

施策の方向9

健康・医療の充実

現状と課題

- 障がいの原因となる疾病や重度化を予防する観点から、保健・医療・福祉の連携による健康管理のための相談や指導、障がい者が受診しやすい医療体制の充実が求められています。
- 障がいの特性によっては、生活の乱れから生活習慣病を発症する場合があるため、衣食住といった基本的な生活習慣を維持できるような支援が必要です。

主な取組

1 障がいの原因となる疾病や重度化の予防と健康増進に向けた取組の充実

- (1) 障がいの要因の一つである生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療につなげるための健康診査（がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診など）の促進
- (2) 未病の改善や健康維持のための運動講座の実施
- (3) 健康全般に関する総合健康相談の実施
- (4) 糖尿病などの生活習慣病に焦点を当てた重点健康相談の実施
- (5) 感染症の予防やまん延防止のための普及啓発
- (6) 精神保健に課題を抱える者等に対する相談体制の整備

2 医療制度の充実

- (1) 身体機能を回復するための自立支援医療費の給付（育成医療・更生医療）
- (2) 通院により精神疾患を治療するための自立支援医療費の給付（精神通院医療）
- (3) 心身障害者医療費助成による自己負担額の助成と障がい者の健康の保持と増進
- (4) 障がい者歯科診療への支援

基本目標 3

地域で支え合う共生のまち

施策の方向 10

災害時支援体制の強化

現状と課題

- 障がい者は、自力で避難することや障がい特性次第では避難所で過ごすことが困難な場合があります。災害時の安否確認や避難時の近隣での助け合い活動が円滑に行われるよう、地域組織との日常的な関係づくりが大切です。
- 障がい者の災害時の避難行動等は、一律的な対応では円滑に進まない場合があります。障がい者の生活状況や特性等を勘案し、災害時を想定した個々の避難行動を地域の支援者と検討する必要があります。

主な取組

1 地域の防災ネットワークづくり

- (1) 自主防災隊、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどの関係者が連携して、災害時に避難支援を行う体制の推進
- (2) 障がい者が参加しやすい防災訓練等の実施
- (3) 障がい者にも配慮した避難所運営の推進
- (4) 災害時における医療機関の開設状況に係る情報提供

2 「自助」のための事前対策の促進

- (1) 地震や台風の発生や災害発生時における聴覚障がい者へのメール、ファクシミリ等による情報伝達サービスの実施

- (2) 公民館における各自が所有する蓄便袋・蓄尿袋の保管
- (3) 災害時における必要な支援等を記したヘルプカードや緊急医療情報セットの活用
- (4) 「自助」の意識を高めることを目的とした防災対策チェックリストの活用
- (5) 避難行動要支援者名簿やハザードマップ等を活用した危険な地域に住む障がい者の事前把握

施策の方向 11

地域をつなぐネットワークの構築

現状と課題

- 身近に支え合える知り合いがいないなど、地域の間人関係が希薄な人が増えています。自治会等の地域活動、ボランティアなどの市民活動を通して、地域における関係づくりや地域全体で支える仕組みづくりが求められています。

主な取組

1 見守り活動の充実

- (1) 近隣住民での声掛けや、いつもと違うことがないかお互いに様子を気に掛けることから始める、日頃からの適度な距離感を持った、ゆるやかな見守り活動の実施
- (2) 防災活動や地域の交流活動の活性化を通じた、地域からの障がい者の認知に伴う見守りの拡大
- (3) 社会資源や地域の課題を解決するための顔の見える関係性の構築
- (4) 障がいがあっても気軽に参加しやすいイベントや交流スペースの創出

2 障がい者相談支援センターや地域包括支援センター等の関係機関との連携による総合相談支援の充実

- (1) 生活支援体制整備協議体を通じた地域の関係機関等とのネットワークの構築
- (2) 障がい者やその家族の状況等についての実態把握と関係機関との連携
- (3) 相談支援を通じた地域の民生委員、自治会やボランティア等のインフォーマルな地域資源との協働による地域のネットワーク構築の推進

施策の方向 12

地域における人材等の養成

現状と課題

- 日頃から地域の中で顔の見える関係をつくり、誰もが自分のできる範囲内で協力し合える環境づくりをすることが求められています。
- 地域における自治会、近隣住民、ボランティア、NPO 法人、民間事業者などが行う様々な活動を、地域のニーズに対する支援とつなげることが重要です。

主な取組

1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援

- (1) 地域住民ができる範囲で支援を行うボランティア活動の推進
- (2) ボランティア養成講座の実施や地域のニーズに対応した新たなボランティア活動の創出によるボランティアセンターの充実

2 地域での支え合う仕組みづくりの支援

- (1) 既存の制度だけでは解決できない、制度のはざ間で解決できないなどの困りごとを地域の中で解決に導く「地域福祉コーディネーター」の充実
- (2) 地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する「生活支援コーディネーター」の体制の充実

第5章 施策の進捗を測る指標（P91～96）

本計画で位置付けた12の施策の進捗を測る指標は、次のとおりです。

進捗管理項目	R4 (2022) 年度	計画目標値		
		R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
施策の方向1 障がい者理解の促進				
取組1 障がい者理解を広めるための普及啓発活動				
地域の方が障がい者に対する理解があると思う障がい者の割合	64.6%	—	73.8%	—
ヘルプカードを見せて、支援を受けたことがある障がい者の割合	9.0%	—	25.0%	—
ヘルプカードの配布枚数	554枚	630枚	660枚	700枚
障がい者の理解を促進するための研修会やイベント等の開催回数	—	2回	3回	4回
市内小・中学校に対する障がい者理解の促進実施校数（累計）	5校	13校	18校	23校
取組2 相互に理解を深めるための交流活動				
障がい者体育大会への参加者数	中止	660人	660人	660人
障害者地域生活サポート事業における地域交流等支援事業実施事業所数	3事業所	6事業所	9事業所	12事業所
取組3 とともに学び、育み合うインクルージョン（包容）の推進				
特別支援学級と通常学級の児童・生徒がともに学習する場を設けている学校の割合	100%	100%	100%	100%
保育所等訪問支援の延べ利用日数及び実利用者数（年間）	216日	316日	372日	451日
上段：延べ利用日数	128人	179人	204人	240人
下段：実利用者数				
施策の方向2 権利擁護の推進				
取組1 権利擁護に関する相談窓口の充実				
障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるとした障がい者の割合	51.1%	—	44.9%	—
権利擁護に係る相談件数	1,298件	1,450件	1,600件	1,700件
取組2 障がい者虐待の防止				
障がい者虐待防止講演会の参加者数	49人	60人	60人	60人

進捗管理項目	R4 (2022) 年度	計画目標値		
		R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
取組3 成年後見制度の普及啓発				
法人後見を受任できる社会福祉法人数	2 法人	2 法人	2 法人	3 法人
後見人等報酬に係る助成を受けた人数	8 人	12 人	14 人	16 人
取組4 行政における不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の推進				
障がい者理解に関する職員研修への参加者数	158 人 (動画配信含)	100 人	100 人	100 人
取組5 民間企業等への合理的配慮の提供の義務化についての普及啓発活動				
民間企業等からの相談件数	—	24 件	48 件	90 件
施策の方向3 相談支援体制の充実				
取組1 地域の相談支援体制の充実				
障がい者相談支援センターの認知度の割合	29.0%	—	58.0%	—
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける相談件数	55,879 件	70,600 件	77,000 件	82,400 件
施策の方向4 一貫した療育支援体制の確立				
取組1 発達に心配を感じた段階からの支援				
療育相談センター主催の出張講座及び各種研修の延べ参加者数	1,486 人	1,750 人	1,810 人	1,860 人
取組2 学校生活期における支援の充実				
特別な支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育介助員等の配置の割合	100%	100%	100%	100%
通常学級における指導・支援に関する職員研修会の実施回数	39 回	40 回	40 回	40 回
支援を必要としている児童・生徒に個別指導を行うための教室、いわゆる「リソースルーム」の設置校数	—	23 校	25 校	27 校
取組3 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援				
医療的ケアに関する事業利用日数等	5 日	16 日	20 日	24 日
上段：重度障害児メディカルショートステイ事業	4 人	5 人	6 人	7 人
下段：学校等訪問看護支援事業				
市内医療型短期入所の事業所数	3 事業所	4 事業所	4 事業所	5 事業所
取組4 障害児通所支援の適正利用及びサービスの質の向上				
指定障害児相談支援を通じた障害児支援利用計画を作成している障がい児の割合	17.6%	20.0%	30.0%	32.0%
相談支援専門員に対する研修及び現場指導の実施回数	162 回	175 回	190 回	200 回

進捗管理項目	R4 (2022) 年度	計画目標値		
		R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
施策の方向5 就労支援の充実				
取組1 地域の就労支援体制の構築				
取組3 民間企業における障がい者の職場定着に関する支援				
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける就労に関する相談件数	2,259件	2,910件	3,380件	4,410件
取組2 行政内における障がい者雇用の推進及び定着に関する取組				
障がい者雇用職場（しごとサポート室「すまいる」）の活用件数	341件	375件	412件	453件
取組4 就労継続支援事業所等の工賃等アップに向けた取組				
市内就労継続支援事業所に通所する1人当たりの平均工賃・賃金額	99,808円	106,500円	107,500円	108,500円
上段：A型事業所	15,492円	16,000円	16,500円	17,250円
下段：B型事業所				
障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等からの物品等の調達実績	9,019千円	9,100千円	9,150千円	9,200千円
障がい者就労施設共同受注窓口（てとて）の契約件数（累計）	29件	60件	70件	80件
農福連携促進事業における福祉事業所の契約件数	—	5件	6件	6件
施策の方向6 居住支援の充実				
取組1 地域生活支援拠点の機能強化				
市内障害福祉サービス等事業所の地域生活支援拠点の登録数	42か所	50か所	53か所	54か所
市内事業所職員における本市地域生活支援拠点に関する理解・認知の割合	15.4%	—	50.0%	—
取組2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における本市援護者の情報共有や協議等実施回数	2回	2回	2回	3回
取組3 地域における居住等支援				
市内協力不動産店件数	18店	22店	24店	26店
障がい者相談支援センターにおけるアウトリーチ支援実施件数	—	41件	60件	81件

進捗管理項目	R4 (2022) 年度	計画目標値		
		R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
施策の方向7 社会参加の促進				
取組1 外出支援の充実				
外出するときに困っていることが特になく と思う人の割合	29.4%	—	33.4%	—
移動支援の延べ利用時間数及び実利用者数 (年間)	15,008 時間	16,833 時間	17,100 時間	17,502 時間
上段：延べ利用時間数	203 人	212 人	217 人	227 人
下段：実利用者数				
タクシー券・ガソリン券及びバス割引証等 の交付件数	4,494 件	4,700 件	4,800 件	4,900 件
取組2 手話通訳者及び要約筆記者の養成				
手話通訳者・要約筆記者の登録者数	28 人	29 人	31 人	33 人
市で実施する手話通訳者等の養成に関する 講習会の受講者数	21 人	25 人	27 人	30 人
施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実				
取組1 地域生活支援の充実				
障害福祉サービスの満足度	81.5%	—	83.5%	—
上段：訪問系サービス				
下段：日中活動系サービス	85.6%	—	87.0%	—
障害者協議会における個別事例の検討件数	—	2 件	4 件	5 件
障がい福祉の制度について情報が取得しや すい環境が整っていると思う人の割合	—	—	70.0%	—
取組2 障害福祉サービス等の質の向上				
障がい児・者支援実務者研修講座の参加者 の人数	141 人 (動画配信)	60 人	70 人	75 人
介護職の人材確保支援を通じた研修等受 講件数	164 件	175 件	185 件	200 件
取組3 介護職の人材確保支援				
介護職の人材確保支援を受けて市内障害福 祉サービス等事業所に就労した人数	9 人	12 人	15 人	20 人
職員が不足していると思う市内障害福祉サ ービス等事業所の割合	79.7%	—	60.0%	—

進捗管理項目	R4 (2022) 年度	計画目標値		
		R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
施策の方向9 健康・医療の充実				
取組1 障がいの原因となる疾病や重度化の予防と健康増進に向けた取組の充実				
健康相談利用件数	103件	200件	250件	300件
取組2 医療制度の充実				
自立支援医療受給者数	4,207人	4,400人	4,500人	4,600人
施策の方向10 災害時支援体制の強化				
取組1 地域の防災ネットワークづくり				
避難行動要支援者の同意者の割合	59.7%	60.0%	61.0%	62.0%
自主防災隊が実施した防災訓練のうち、障がい者が参加した訓練の割合	6.9%	12.0%	16.0%	20.0%
取組2 「自助」のための事前対策の促進				
防災対策チェックリストの配布数	155部	200部	200部	200部
施策の方向11 地域をつなぐネットワークの構築				
取組1 見守り活動の充実				
住んでいる地域で住民同士の支え合いがあると思う人の割合	34.2%	—	53.5%	—
地域住民が主体となった居場所の箇所数(団体数)	205箇所	350箇所	355箇所	360箇所
取組2 障がい者相談支援センターや地域包括支援センター等の関係機関との連携による総合相談支援の充実				
障がい者相談支援センターが行う訪問相談等の件数	4,266件	6,460件	6,960件	7,260件
障がい者相談支援センターと地域包括支援センターとの協議・会議等連携件数	—	216件	324件	432件
施策の方向12 地域における人材等の養成				
取組1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援				
ボランティアセンターにおける登録数	71団体	72団体	73団体	75団体
取組2 地域での支え合う仕組みづくりの支援				
地域福祉コーディネーターの活動件数	2,188件	2,500件	2,700件	2,900件

第6章 障害福祉サービス量等の見込み 〔障害福祉計画・障害児福祉計画〕 (P97~180)

計画の方針

本計画の将来像である「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」を目指していくためには、障害福祉サービス等を必要とされる方に適正なサービスが提供できるようサービスの基盤整備を図る必要があります。

- 1 障がい者福祉計画における「施策の展開」の取組方針を踏まえたサービスの基盤整備を行います。
- 2 重症心身障がい、強度行動障がいや重度の自閉症、医療的ケア等の専門的な支援を必要とする方が生活に必要なサービスの利用ができるよう体制の構築を推進します。
- 3 相談支援事業や地域生活支援拠点等を中心とした、切れ目のない相談支援体制と、緊急時の対応や将来を見据えたサービスの体験的な利用等の機能を強化し、障がいがあっても地域で安心した生活を送れるよう体制の整備を推進します。
- 4 障がい者が活躍する社会を実現するため、福祉施設からの一般就労へ移行の促進を図り、障がいの理解を含めた職場定着に係る支援体制の構築を推進します。
- 5 障がいのある子どもやその家族に対する継続的な相談支援を行うため、障がい児相談支援体制の構築を推進します。
- 6 安定したサービスを提供するために、障害福祉サービス等事業所において、新たな職員の確保・育成の促進を図るとともに、支援の質の向上に関する取組を促進します。
- 7 第6期計画の実績に基づき、本計画に向けた課題の整理を行い、一人あたりのサービス量、利用者数の推移を総合的に勘案しながら、成果目標及びサービス量などを見込みます。

用語集

〈あ行〉

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、申し出ることができない人に対し、様々な支援や情報を届けることをいいます。

厚木市障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画

障害者雇用促進法の規定に基づき、障がい者の職場定着のほか、全ての障がい者が、その障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目的とした計画です。

厚木市総合計画

厚木市総合計画は、市の全ての計画の基本であり、まちづくりの最上位に位置づけられる計画です。

厚木市自治基本条例の規定に基づき、市の将来都市像とその実現に向けた、まちづくりの方向性や施策の体系を示すとともに、市民・事業所・行政の役割を明らかにし、それぞれの主体がともに理想とするまちをつくることを目的としています。

eスポーツ

エレクトロニック・スポーツの略で、一般的には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使ったスポーツ競技をいいます。

意思決定支援

障がいや認知症などにより、物事をうまく決められない方とともに歩み、考え、本人の意思を尊重し決定していくことです。

移送サービス

単独でバスや電車等の公共交通機関の利用が困難な方を対象に、車を使って外出の支援を行うサービスです。

一般就労

障がい者の就労の形態で、民間企業等で雇用契約等に基づき働くことをいいます。

移動支援

地域生活支援事業のひとつ。屋外の移動に困難がある障がい者について、自立生活及び社会参加に伴う外出のための支援を行います。

医療型短期入所事業所

障害福祉サービスにおける利用者を日帰り又は宿泊で一時的に受け入れる短期入所（ショートステイ）のひとつで、この短期入所を病院や診療所等の医療機関が実施することで、医療的ケア児者等の受け入れの場となっています。

医療的ケア

医師の指導の下、保護者や看護師が日常的・応急的に行う、経管栄養、たんの吸引などの行為をいいます。

インクルーシブ教育

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成を目指し、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶことをいいます。

NPO（非営利組織）

Non Profit Organization（非営利組織）の略で、非営利で自発的に市民活動を行う民間の組織のことをいいます。このうち、法律に基づいて法人格を取得したものが特定非営利活動法人（NPO法人）です。

〈か行〉

学校等訪問看護支援事業

日常的に医療的ケアを必要とする児童・生徒が、学校等において安心して生活を送れる

よう、看護師を学校等に配置し、その児童・生徒に医療的ケアを行う事業です。

看護師介助員

特別支援教育介助員のうち、看護師資格を有し、医療的ケア児の支援に従事する者です。

基幹相談支援センター

総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・定着、地域の相談支援体制の強化の取組み等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。

市では、障がい者基幹相談支援センターゆいはあとがあります。

共同生活援助

障害福祉サービスのひとつ。グループホームにおけるサービスを指します。共同生活が行なわれる住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行います。

強度行動障がい

自傷・他害行為、多動、異食、睡眠の乱れ等が著しく高い頻度で出現する状態をいいます。

居住支援協議会

障がい者や高齢者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し、安心して暮らしていくことができるよう、市の住宅部局と福祉部局、不動産関係団体や居住支援団体などが一体となって課題の解決に取り組む協議会です。

居宅介護

障害福祉サービスのひとつ。居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

緊急医療情報セット

主なかかりつけ医療機関や緊急連絡先等を記入する救急医療情報シートとこれを保管するヒモ等がセットになったものです。市民が救急車を要請した際に、救急隊員がこのセッ

トを活用することにより迅速かつ適切な救急活動に役立てることを目的としています。

権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動です。

後期高齢者

高齢者は一般的に65歳以上の方をいいますが、そのうち、後期高齢者は75歳以上の高齢者を指します。

工賃

就労継続支援B型事業所での生産活動によって得られた収入から、必要な経費を控除した金額に相当する額を、事業所を利用する障がい者に対して支払うものです。

行動援護

障害福祉サービスのひとつ。行動上の困難があり、常時介護を必要とする障がい者に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。

合理的配慮

障がい者の実質的平等を確保するために、過度な負担になりすぎない範囲で行う手助け、施設の改良、補助手段の提供などをいいます。

〈さ行〉

児童発達支援

障害児通所支援のひとつ。未就学児を対象として、事業所に通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

児童発達支援センター

障がい児に日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能を付与させるとともに、家族への相談や助言等、地域の中核的な療育支援を行う機関です。

厚木市では児童発達支援センターひよこ園があります。

児童福祉法

児童を健全に育成する義務や児童の権利等を定めた児童の福祉に関する総合的基本法です。障害児通所支援等の障害のある児童に対する支援等についても本法律に定められています。

自閉症

本計画の本文では、「自閉スペクトラム症」を指します。自閉スペクトラム症は、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がいなどをまとめた表現です。

多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障がい、言語・コミュニケーションの障がい、感覚過敏や強いこだわりなど多様な状態像の方がいることから、個々のニーズに合った適切な療育・教育的支援につなげていく必要があります。

市民後見人

弁護士等の専門職後見人に対し、自治体等が行う養成研修により後見活動に必要な法律や知識を身に付けて、家庭裁判所から選任された市民を市民後見人といいます。

障がい等で物事を判断することが難しい人に親族がいない場合、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。

社会的障壁

障がいがある者等にとって日常生活または社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指します。

就労継続支援

障害福祉サービスのひとつ。一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

なお、雇用契約を結び利用するA型と、雇用契約を結ばないで利用するB型の2種類があります。

就労選択支援

障害福祉サービスのひとつ。障がい者が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、能力や適性を評価し、就労時の必要な配慮を整理することで、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。

なお、本サービスは、令和7（2025）年に施行を予定しています。

就労定着支援

障害福祉サービスのひとつ。就労移行支援等の利用を経て、一般就労した障がい者が職場に定着できるよう、助言・指導等の支援をします。

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を表すもので、医学的な診断名ではなく、児童福祉法の規定による呼び方です。

重度障害児メディカルショートステイ事業

在宅で療養する常時医療的ケアが必要な重症心身障がい児が、介助者の疾病、事故等により、在宅での療養が一時的に困難になった場合に、医療機関において一時的に受入れ、療養生活の安定を図ることを目的とした事業です。

重度訪問介護

障害福祉サービスのひとつ。常時介護を必要とする重度の障がい者に対し、自宅、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

重度障害者訪問看護支援事業

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の介助者が一息つける時間等を確保するため、医療保険制度等による訪問看護を利用したときに、看護師による対応を年間48時間まで延長して利用できるようにする事業です。

障害児支援利用計画

本人や家族の意向、総合的な援助方針、将来の目標等を勘案し、障害児通所支援の利用を通じ、希望する暮らしの実現を目指す計画です。

なお、障害児相談支援事業所が作成する計画と本人や保護者が作成するセルフプランがあります。

障害児相談支援

障害児通所支援のひとつ。障がい児が障害児通所支援を利用する際、本人や家族の意向、総合的な援助方針、将来の目標等を勘案し、希望する暮らしの実現に向け、障害児支援利用計画を作成します。

障害児通所支援

児童福祉法に基づき提供されるサービスです。障がい児に通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練等のサービスをいいます。

障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策に関する基本的理念及び国、地方公共団体などの責務を定めるとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策の基本となる事項等を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進する法律です。

障害者雇用奨励交付金

障がい者を雇用する事業主に対し、障がい者の雇用の安定を促進するための交付金です。

障がい者雇用職場（しごとサポート室「すまいる」）

障がい者の多様な力を職場に取り入れ、ともに働く職場環境を整備することで、業務工程を見直し、生産性の向上と働きやすい組織づくりを推進するための市庁内に設置された職場です。

障害者雇用促進センター

障がい者の雇用促進を図るため、企業及び障がい者就労支援機関へ障がい者の雇用に関する相談及び支援を実施する神奈川県機関です。

障害者雇用率

障害者雇用促進法に規定されている、事業主に義務付けられている労働者の総数に占める障がい者雇用の割合をいいます。

障がい者就労施設等

就労継続支援事業所、障害者支援施設や地域活動支援センター等の障害福祉サービス事業所等や雇用している障がい者の割合が一定基準を満たす特例子会社等をいいます。

障がい者相談支援センター

地域の障がい者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を維持していくために、障がい者等の相談を受け、心身の状況や必要な支援等を把握し、地域における適切な機関や制度の利用につなげる支援等を行う地域包括ケア社会の実現に向けた地域の中核的機関です。

厚木市では8か所設置しています。

障害者地域生活サポート事業

障害福祉施設等を障害者の地域生活を支える社会的な資源としてその活用を図り、障害者の地域生活移行を促進すること目的とした事業です。

障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき提供されるサービスです。

自立訓練

障害福祉サービスのひとつ。自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立支援医療

障害者総合支援法に基づく医療給付です。原則として 90%の医療費を医療保険と公費で負担し、10%を自己負担となります。

自立生活援助

障害福祉サービスのひとつ。居宅でひとり暮らし等をしている障がい者に対し、定期的な訪問等を実施し、必要な情報提供や助言等により、ひとり暮らしの支援をします。

心身障害者医療費助成

健康保険適用医療費の自己負担額を全額または一部助成する制度です。

スーパービジョン

スーパーバイザー（責任者や管理者等）がスーパーバイジー（初任者）の実践学習と専門職としての知識と技術への訓練を促進・支援するための手法です。

なお、障がい者基幹相談支援センターゆいはあとや講師等をスーパーバイザーとして、地域の相談支援事業所の更なる質の向上や業務の負担感の軽減を図るためのグループワークを市ではグループスーパービジョンとしています。

生活介護

障害福祉サービスのひとつ。常時介護を必要とする障がい者に、日中の入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

生活習慣病

食習慣・運動習慣・休養（ストレス）・喫煙・飲酒等の生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称で、代表的な病気として糖尿病や心筋梗塞、脳卒中、ガンなどがあります。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育などが包括的に確保されたシステムをいいます。

成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約等を代行して行うものです。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者及び精神障がい者等で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

成年後見制度利用促進協議会

成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法、医療、福祉等の地域連携体制を構築し、情報交換や調整等する協議会です。

相談支援事業所

計画相談支援を提供する事業所で、障がい者が障害福祉サービスを利用する際、本人や家族の意向、総合的な援助方針、将来の目標

等を勘案し、希望する暮らしの実現に向け、サービス等利用計画を作成します。

相談支援専門員

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス事業者等との連絡・調整を行い、サービス等利用計画を作成するなど、全般的な相談支援を行う専門職で、研修や実務経験等一定の要件が定められています。

〈た行〉

短期入所

障害福祉サービスのひとつ。ショートステイともいいます。居宅で障がい者を介護する人が疾病で介護できない場合等で、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

地域共生社会

世代や分野を超えてつながることで、市民一人一人の暮らしと生きがいや地域をともに創っていく社会をいいます。

地域生活支援事業

障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が柔軟な形態で実施する事業です。

地域生活支援拠点

障がい児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することをいいます。

地域定着支援

障害福祉サービスのひとつ。地域でひとり暮らしをしている障がい者と常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要な支援を行います。

地域福祉コーディネーター

地域において福祉サービスを必要とされる人のニーズを把握し、サービスや住民による支え合いの活動等につなぎ、地域での生活を支えるネットワークづくりを進めることができる者のことです。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア社会の実現に向けた中核的な機関です。

厚木市では10か所設置しています。

地域包括ケア社会

地域における生活の基盤となる住まい・生活支援に加え、専門職による医療・介護・介護予防を提供する「地域包括ケアシステム」を基盤とし、高齢者、障がい者、子どもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会です。

中核機関（成年後見制度）

「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、権利擁護に関する相談、成年後見制度利用促進や協議会の適切な運営等を実施し、地域の全体の権利擁護のコーディネートを行う機関です。

市では権利擁護支援センターあゆさぽと厚木市が担っています。

通級指導教室

話し言葉や聞こえ方に遅れがあったり、人とのかかわりが困難であったりする児童に対し、学校生活上困っている点について改善を図るため設置された教室です。

同行援護

障害福祉サービスのひとつ。視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

特別支援学級

小・中学校において、障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上や生活上の困難を克服するための教育を行う学級をいいます。

特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上や生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校です。

特別支援教育介助員

小・中学校の教育活動の充実を図るため、障がい児の介助や安全の確保、児童・生徒の行動記録の作成等を実施する学級担任等の補助者です。

〈な行〉

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする疾病です。

難病相談支援センター

難病患者やその家族等からの療養生活に関する相談、必要な情報の提供や助言等を実施し、療養生活の質の維持向上を支援することを目的とした神奈川県機関です。

日中サービス支援型共同生活援助

通常共同生活援助（グループホーム）は、日中に事業所に通所や勤務先に出勤し、主に夜間の生活支援が中心ですが、日中サービス型共同生活援助は、24時間の相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を提供するグループホームです。

農福連携

障がい者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取り組みです。

〈は行〉

8050（はちまるごーまる）問題

高齢化した親（80歳代）が引きこもりの中高年の子ども（50歳代）を支える家庭で生活困窮と介護が一緒に生じる問題です。

ピアサポート

障がいや疾病のある人が自らの経験に基づき、同じ障がいや疾病のある人に対して相談支援等を行うことをいいます。

また、ピアサポートを行う人を、ピアサポーターといいます。

避難行動要支援者

障がい者、高齢者や児童等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいいます。

福祉有償運送

タクシー等の公共交通機関では要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、市町村または特定非営利活動法人等が、当該市町村に利用登録を行った者や当該非営利活動法人等の会員に対して行う運送です。

ペアレント・トレーニング

保護者を対象に、環境調整や子供への肯定的な働きかけについて、ロールプレイ等を通して学び、保護者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子供の適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つです。

保育所等訪問支援

障害児通所支援のひとつ。保育所など障がい児が集団生活を営む場を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

放課後等デイサービス

障害児通所支援のひとつ。授業の終了後または学校の休業日に事業所に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

防災チェックリスト

避難に関する情報や事前準備の状況等を記入するチェックリストです。

このチェックリストを作成することで、当事者、さらにはその支援者の防災意識を高めていくことを目的としたものです。

ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談、講座や研修会の開催等を実施し、ボランティア活動の振興を図る機関です。

厚木市では、社会福祉協議会ボランティアセンターがあります。

〈ま行〉

マイサポートブック

生まれてからの成長、支援や教育の記録をファイルするものです。

児童のライフステージごとに、今までの支援等をつなぐことで、一貫性のある方針のもとかかわっていくことを目的としたものです。

未病

心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、「病気ではないが健康でもない状態」を未病といいます。

病気になってから対処するのではなく、普段の生活において「心身を整え、健康な状態に近づけることが重要です。

〈や行〉

要約筆記者

聴覚障がい者への情報保障手段の一つとして、話している内容を要約し、文字として伝える人をいいます。

〈ら行〉

リソースルーム

生徒が安心して学校生活を送れるよう、通常の学級に在籍し、課題がある児童・生徒に対し、必要に応じて生活や学習の指導・支援を実施する教室です。

療育相談センターまめの木

未就学児の児童の発達に関する様々な心配事について、保護者からの相談を受け、ともによいかかわり方等を考え、児童の健やかな成長をサポートする市の相談機関です。

レスパイト

レスパイトとは、一時休止や休息という意味です。

介助者の日々の疲れ、冠婚葬祭、旅行等の諸事情により、一時的に在宅での介護が困難となる場合に、短期入所等を利用し、介助者の負担軽減を図るものです。